ロ　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万六千四百円以内とすること。

ハ　［略］

二　日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ　［略］

ロ　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1)　(2)に掲げる世帯以外の世帯　七十五万七千円

(2)　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　三十六万七千円

ハ　［略］

（学用品の給与）

第十条　法第四条第一項第九号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　略］

三　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ　［略］

ロ　文房具費及び通学用品費

(1)　小学校児童　一人当たり　五千八百円

(2)　中学校生徒　一人当たり　六千百円

(3)　高等学校等生徒　一人当たり　六千六百円

四　［略］

（埋葬）

第十一条　法第四条第一項第十号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　略］

三　埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十三万九千四百円以内、小人十九万千五百円以内とすること。

四　［略］

（死体の捜索及び処理）

第十二条　法第四条第一項第十一号の規定に基づく令第二条第一号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　［略］

二　死体の処理

［イ～ハ　略］

ニ　死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千八百円以内とすること。

(2)　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり六千百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3)　［略］

ホ　［略］

ロ　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万三千九百円以内とすること。

ハ　［同上］

二　日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ　［同上］

ロ　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1)　(2)に掲げる世帯以外の世帯　七十三万九千円

(2)　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　三十五万八千円

ハ　［同上］

（学用品の給与）

第十条　法第四条第一項第九号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　同上］

三　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ　［同上］

ロ　文房具費及び通学用品費

(1)　小学校児童　一人当たり　五千五百円

(2)　中学校生徒　一人当たり　五千八百円

(3)　高等学校等生徒　一人当たり　六千三百円

四　［同上］

（埋葬）

第十一条　法第四条第一項第十号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　同上］

三　埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十三万二千二百円以内、小人十八万五千七百円以内とすること。

四　［同上］

（死体の捜索及び処理）

第十二条　法第四条第一項第十一号の規定に基づく令第二条第一号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　［同上］

二　死体の処理

［イ～ハ　同上］

ニ　死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千七百円以内とすること。

(2)　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千九百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3)　［同上］

ホ　［同上］